

平成二十八年二月定例会（二月二十二日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成二十八年二月二十二日(月曜日)

出席議員(二十九名)

第一番	竹内重也	議員
第二番	市川和彦	議員
第三番	高野正晴	議員
第四番	西沢利一	議員
第五番	つげ圭二	議員
第六番	三井経光	議員
第七番	田中清隆	議員
第八番	勝山秀夫	議員
第九番	松木茂盛	議員
第十番	滝沢真一	議員
第十一番	池田清	議員
第十二番	阿部孝二	議員
第十三番	北澤雄一	議員
第十四番	佐藤壽三郎	議員
第十五番	関野芳秀	議員
第十六番	柳澤眞由美	議員
第十七番	宮坂重道	議員
第十八番	和田英幸	議員
第十九番	塚田正平	議員
第二十番	入日時子	議員
第二十一番	関悦子	議員

第二十二番

大島孝司

第二十三番

酒井康臣

第二十五番

小林幸雄

第二十六番

青柳秀吉

第二十七番

金木初義

第二十八番

伊藤幸光

第二十九番

寺島涉

第三十番

黒柳博子

欠席議員(一名)

第二十四番

涌井仙一郎

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)

加藤久雄

副広域連合長

黒田和彦

監査委員

鈴木栄一

理事(須坂市長)

三木正夫

理事(千曲市長)

岡田昭雄

理事(坂城町長)

山村弘

理事(小布施町長)

山村良三

理事(高山村長)

久保田勝士

理事(信濃町長)

横川正知

理事(小川村長)

伊藤博文

理事(飯綱町長)

峯村勝盛

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長

池田浩太郎君

会計管理者

小林利之君

事務局次長兼総務課長

和田秀晴君

事務局次長兼福祉課長

坂田博君

事務局次長兼環境推進課長

海沼健一君

総務課主幹

新井芳美さん

福祉課調整幹

曾根原誠君

福祉課長補佐

中島威君

環境推進課長補佐

齊藤秀浩君

環境推進課建設推進室長

福田雅巳君

総務課係長

池田順英君

福祉課係長

森まゆみさん

環境推進課係長

塚田昌行君

環境推進課係長

藤原慶治君

環境推進課建設推進室係長

小林健治君

環境推進課建設推進室係長

町田博君

環境推進課建設推進室係長

長田剛君

職務のため会議に出席した職員

総務課長補佐

丸野俊朗君

総務課係長
総務課主査

青木淳君
上原秀一君

議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
 - 例月現金出納検査の結果報告
- 一 議案第一号から議案第九号
 - 一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 報告第一号
 - 上程、理事者説明
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合会長挨拶
- 一 閉会

午後一時三十分 開会

○議長（三井経光君） ただ今のところ、出席議員数は二十九名でございます。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成二十八年二月長野広域連合議会定例会を開会いたします。

午後一時三十分 開議

○議長（三井経光君） 本日の会議を開きます。
本日の欠席通告議員は、二十四番、涌井仙一郎議員の一名であります。会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思っておりますので、御了承をお願い申し上げます。

次に、会議録署名議員を御指名を申し上げます。

十六番 柳澤眞由美議員、二十一番 関悦子議員、以上、二名の方を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成二十七年十月分から十二月分の一般会計・特別会

計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書が参っておりますので、御報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。

初めに、議会第一号から議案第九号、以上九件、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

加藤広域連合長。

○広域連合長（加藤久雄君） 本日ここに、平成二十八年二月長野広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、本広域連合の主要事業の状況などについて申し上げます。

初めに、ごみ処理施設の建設について申し上げます。

長野市に計画しておりますA焼却施設につきましては、本年七月頃の着工を予定しているところでございます。

建設工事に当たりましては、地元住民の皆様に対しまして進捗状況等を丁寧にご説明させていただきながら、生活環境にも十分配慮し、地域の安全を最優先に進めてまいります。

次に、須坂市に計画しております最終処分場につきましては、昨年十二月に仁礼町区、須坂市及び本広域連合の三者で建設に関する基本協定を締結いたしました。仁礼町区長を初め、関係の皆様に対し、改めて感謝を申し上げますと共に、今後も一層の御協力をお願い申し上げます次第

でございます。

平成二十八年度は、この基本協定に基づき、用地取得や施設の設計業務等を着実に実施してまいりたいと考えております。

また、千曲市に計画しておりますB焼却施設につきましては、施設受け入れの地元同意を早期に頂けるよう、千曲市と共に関係する皆様と引き続き協議を進めているところでございます。

ごみ処理施設の整備は、本広域連合にとつて最重要課題であり、議員の皆様におかれましても一層の御協力をお願いいたします。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。

高齢者福祉施設の運営に当たりましては、利用者の重度化に伴う医療ニーズや認知症利用者の増加、深刻な介護人材不足など厳しい状況の中で、施設運営の基本理念である利用者寄り添い、その人らしい生活を送ることができるよう、介護サービスの提供と健全な施設運営に努めてまいりました。

新年度予算におきましては、介護報酬改定による収入減に対して、サービスの質を確保し、算定可能な加算の取得に努めると共に、施設稼働率の一層の向上により収入確保を図るほか、施設管理費の見直しにより運営経費のコスト削減を進め、運営の効率化に努めてまいります。

また、新年度の施設整備につきましては、懸案でありましたはにしな寮の個室化を図るための居室増築工事や松寿荘のボイラー改修工事などを実施し、利用者が快適に生活していただけるよう居住環境の整備を進めてまいります。

さらに、介護職員のたんの吸引、経管栄養などの研修を進め、医療的

ケアを必要とされる利用者への対応を充実させていくと共に、認知症に
対する専門的な研修の機会も充実させ、安心した施設生活を送っていた
だけよう努めてまいりたいと考えております。

今後も利用者のより良い生活のため、安心・安全な介護サービスの提
供を念頭に、健全な施設運営に努めてまいる所存でございます。

最後に、広域計画について申し上げます。

広域計画は、地方自治法により策定が義務付けられております。平成
二十七年度は、現在の広域計画が満了することから、新たに二十八年
度からの五年間の広域計画を策定してまいりました。策定に当たっては、
関係市町村の住民代表等で構成する広域計画策定委員会において御審議
いただき、本年一月十九日に答申を頂きました。

新たな広域計画は、連合規約に定める十一の事業項目につきまして、
これまでの経緯及び現状と課題を整理し、今後の方針と施策を定めたも
のであります。本日の議会において御審議の上、議決いただきたいと考
えております。

以上、本広域連合の主要事業の状況などについて申し上げますが、
引き続き関係市町村と力を合わせて事業推進を図ってまいりますので、
議員各位の一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

さて、本日提出いたしました案件は、平成二十八年年度広域連合一般会
計予算など十件であります。

詳細につきましては副広域連合長から御説明申し上げますので、十分
な御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます御挨拶と
いたします。ありがとうございました。

○議長（三井経光君） 黒田副広域連合長。

○副広域連合長（黒田和彦君） 私から、今期定例会に提出いたしました
各議案について御説明いたします。

別冊となっております黄緑色の平成二十八年年度長野広域連合一般会
計・特別会計予算を御覧ください。

まず、一ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第一号、平成二十八年年度長野広域連合一般会計予算について御説
明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ六億七百
七十三万二千円とするものであります。

第二条の地方自治法第二百十四条の規定により債務を負担する行為を
することができず、期間及び限度額につきましては、四ページを御
覧ください。

第二表、債務負担行為のとおり、B焼却施設の施設整備に係るアドバ
イザリー労務委託料でございます。

大変恐縮ですが、もう一度二ページに戻っていただきたいと思えます。

一時借入金第三条のとおりでございます。地方自治法第二百二十五
条の三第二項の規定により最高額を三億円と定めるほか、第四条は、給
料など人件費に過不足が生じた場合に同一款内で各項の間の流用を認め
ていただくものであります。

続きまして、二ページから三ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算であります。

最初に、右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款の議会費二百五十八万五千円は、議会活動に要する経費を計上したものであります。

第二款総務費一億二千七百二十二万五千円は、総務課職員の人件費などの一般管理経費、監査、公平、選挙の各委員会の運営費を計上したものであります。

第三款民生費一億七千三百七十六万四千円は、福祉施設の運営管理に係る費用及び介護認定審査会並びに障害支援区分認定審査会等の開催に要する経費を計上したものであります。

第四款衛生費二億八百九十七万一千円は、ごみ処理施設の整備に係る人件費、業務委託料などであります。

第五款公債費十八万六千円は、一時借入金の利子を計上したものでございます。

第六款予備費は五十万円を計上いたしました。

次に、左側の二ページを御覧いただきたいと思えます。

歳入について御説明申し上げます。

第一款分担金及び負担金五億三千七十六万六千円は、関係市町村からの負担金であります。

第二款国庫支出金千三百万円は、ごみ処理施設の整備に伴う国からの補助金を見込んだものであります。

第三款財産収入二万四千円は、財政調整基金の運用利子であります。

第四款繰越金六千三百八十六万円は、前年度からの繰越金を見込んだ

ものであります。

第五款諸収入八万二千円は、歳計現金の預金利子及び雑入であります。以上で一般会計予算の説明を終わります。

なお、五ページ以降三十四ページまでは明細書でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、三十五ページ御覧ください。

議案第二号、平成二十八年長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算について御説明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ三十一億三千九百四十九万四千円とし、第一条、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項の間の流用を認めていただくものであります。

次に、三十六ページから三十七ページをお開きください。

最初に、第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款民生費二十九億五千四百六十六千円は、養護老人ホーム二施設及び特別養護老人ホーム六施設などの運営費であります。

第二款公債費一億七千九百四十六千円は、老人ホームの建設の際に借り入れた地方債などの元利償還金であります。

第三款予備費は、一千万円を計上いたしました。

次に、左側の歳入について御説明申し上げます。

第一款サービス収入二十一億二千八十六万三千円は、特別養護老人ホームなどの介護保険報酬及び利用者負担金でございます。

第二款分担金及び負担金二億八千八百八十五万五千円は、養護老人ホーム二施設に係る市町村からの措置費負担金と、松寿荘増築工事費の改

正に伴う元利償還金の市町村負担金であります。

第三款財産収入二百九十六万二千円は、財政調整基金の運用利子であります。

第四款寄附金八千円は、各老人ホームへの寄附金を見込んだものであります。

第五款繰入金七億六千九百九十九円は、施設運営費や地方債など借入金
の元利償還金を財政調整基金から繰り入れるものと、養護老人ホーム
はにしない寮の工費をふるさと基金から繰り入れるものであります。

第六款諸収入二千九百九十九万三千円は、受託事業収入及び雑入で
あります。

第七款繰越金四千円は、前年度からの繰越金であります。

以上で老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。

なお、二十八ページから百七ページまでは明細でございますので、説
明は省略させていただきます。

次に、百八ページをお開きいただきたいと思います。

議案第三号、平成二十八年度長野広域連合長野地域ふるさと事業特別
会計予算について御説明申し上げます。

第一条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ千三百三
十万円とするものであります。

次に、百九ページから百十ページを御覧ください。

最初に、第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。
第一款地域振興整備事業費千二百八十万円は、ふるさと基金の運用に
より実施いたします長野地域の振興整備のための魅せますながのプロジ

ェクト及び長野市スポーツ振興事業の経費を計上したものであります。

第二款予備費は、五十万円を計上いたしました。
次に、左側の歳入について御説明申し上げます。

第一款財産収入四百四十七万円は、ふるさと基金の運用利子でありま
す。

第二款県支出金七百五十万円は、魅せますながのプロジェクト事業に
ついて、県からの補助金を見込んだものであります。

第三款繰越金百三十三万円は、前年度からの繰越金でございます。
百十一ページから百十八ページは明細でございますので、説明は省略
させていただきます。

次に、百十九ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第四号、平成二十八年度長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計
について御説明を申し上げます。

こちらは、施設整備に係る直接的な経費である用地取得、施設工費及
び管理運営に係る経費を計上したものであります。

第一条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ二十七億九千八百
八十二万五千円とするものであります。

第二条、地方自治法二百十四条の規定により債務を補完する行為をす
ることができる事項、期間及び限度額につきましては百二十二ページを
御覧ください。

第二表、債務負担行為の行為、最終処分場の実施設計作成等業務委託
料でございます。

大変恐縮でございますが、百十九ページにお戻りいただきたいと思

ます。

第二条 地方債は、地方自治法第二百三十条第一項の規定により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものとします。

恐れ入りますが、百二十三ページを御覧ください。

第三表、地方債の行為、施設整備に係る事業費について、御覧の内容で借り入れを行うものであります。

最後、百十九ページにお戻りいただきたいと思えます。

一時借入金でございますが、第四条のとおり、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定により、最高額を二十五億円と定めるものであります。

次に、百二十ページから百二十一ページを御覧ください。

最初に、第一表、歳入歳出予算の右側の歳出から御説明申し上げます。

第一款衛生費二十七億五千四百五十四千円は、ごみ処理施設の整備事業費及び管理運営費を計上したものであります。

第二款公債費二千四百六十七万一千円は、A焼却施設整備に係るふるさと基金からの借入金の元利償還金などであります。

次に、左側の歳入について御説明を申し上げます。

第一款分担金及び負担金二億八千八百六十万五千円は、関係市町村からの負担金であります。

第二款国庫支出金二億五千九百二十二万円は、ごみ処理施設の建設に伴う国からの補助金を見込んだものであります。

第三款繰越金五百万円は、前年度からの繰越金を見込んだものであり

ます。

第四款連合債二十二億四千六百万円は、A焼却施設の工事費とB焼却施設及び最終処分場の土地購入費及び補償金等について起債を見込んだものであります。

なお、百二十四ページ以降は明細書でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第一号から議案第四号までの予算関係議案について御説明を申し上げます。

続いて、議案第五号、長野広域連合広域計画につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております長野広域連合広域計画を御覧いただきたいと思えます。

広域計画は、地方自治法の規定に基づき広域連合の掲げる目標や事務処理の方針を示すため、平成十二年の本広域連合設立以来、計画期間を五年として作成してございます。現計画期間が本年度をもって満了となるため、新たに平成二十八年年度から平成三十二年度までの計画を策定するものであります。

計画書をおめくりいただき、表紙の裏、目次を御覧いただきたいと存じます。

新たな広域計画の策定に当たりましては、「広域計画改定にあたり」の次に規定した連合規約に定める御覧の十一の項目につきまして、それぞれこれまでの経緯及び現状と課題を整理し、今後の方針及び施策を定めたものであります。

以上、議案第五号、長野広域連合広域計画について説明を終わります。それでは、議案書にお戻りいただきたく思います。

左上に議案第六号と記載されております長野広域連合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思ひます。

本条例の改正でありますが、裏面のとおり、厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本広域連合職員の再任用に関する条例につきまして改正するものであります。

以上、議案第六号、条例改正の説明を終わります。

続きまして、左上に議案第七号と記載されております長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思ひます。

本条例の改正でありますが、裏面のとおり、地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等につきまして改正するものでございます。

以上、議案第七号、条例改正の説明を終わります。

次に、左上に議案第八号と記載されております長野広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思ひます。

本条例の改正でありますが、行政不服審査法の施行に伴いまして、本広域連合の情報公開及び個人情報保護に関する条例につきまして改正するものでございます。

以上、議案第八号、条例改正の説明を終わります。

続いて、左上に議案第九号と記載してあります長野広域連合が設置す

る一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例を御覧いただきたいと思ひます。

本条例の改正でありますが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例につきまして改正するものでございます。

以上、議案第一号から第九号の御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三井経光君） 以上で説明を終わります。

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号、平成二十八年長野広域連合一般会計予算についてから、歳出から各款ごとをお願いいたします。それぞれの議案につきましては、各議案ことに一括してお願いいたします。

なお、御発言に当たりましては、議席番号及び氏名をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、議案第一号、平成二十八年長野広域連合一般会計予算、第一条第一表、歳入歳出予算、歳出から行います。

第一款議会議費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第一款総務費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第二款民生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第四款衛生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第五款公債費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第六款予備費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 以上で歳出を終わります。
続いて、歳入を行います。
第一款分担金及び負担金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第二款国庫支出金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第三款財産収入。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第四款繰越金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
第五款諸収入。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
次に、第二条、債務負担行為。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
次に、第三条、一時借入金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
次に、第四条、歳出予算の流用。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 以上で議案第一号を終わります。
次に、議案第二号、平成二十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営
事業特別会計予算、第一条第一表、歳入歳出予算、第二条、歳出予算の

流用、一括質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。
次に、議案第三号、平成二十八年度長野広域連合長野地域ふるさと事
業特別会計予算、同じく一括で質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 次に、議案第四号、平成二十八年度長野広域連合
ごみ処理施設事業特別会計予算、第一条第一表、歳入歳出予算、第一条第
二表、債務負担行為、第三条第三表、地方債、第四条、一時借入金、一括
質疑をお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（三井経光君） 進行いたします。

以上で質疑を終結いたします。
議案第一号から議案第九号まで、以上九件、お手元に配布いたしまし
た委員会付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託いたします。
次に、報告第一号、専決処分報告について（交通事故による損害賠
償額について）。

理事者の説明を求めます。

黒田副広域連合長。

○副広域連合長（黒田和彦君） 報告第一号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成二十七年十二月三日、若槻ドライバーサービス送迎車両が利用者のアパート駐車場に進入した際、駐車中の車両を破損させたものでございます。

二にありますとおり、損害賠償額八万五千七百円で車両所有者の長野市徳丸一丁目六番十二号、シャンドール竹腰二〇二、森山二弥子氏と示談が成立いたしましたので、広域連合長専決処分指定の件第五号の規定によりまして、平成二十七年十二月十八日付で専決処分を行いました。以上、地方自治法第百八十条第二項の規定により御報告をさせていただきます。

○議長（三井経光君） 以上で報告を終わります。

ただ今から常任委員会開会のため、この際、午後四時五分まで休憩いたします。

お手元に配布の一览表のとおり場所を定めますので、開催されますよう御連絡申し上げます。

（休憩） 午後二時二分

（再開） 午後四時十分

○議長（三井経光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の審査が終了しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長、和田英幸議員。

○総務委員会委員長（和田英幸君） 十八番 和田英幸でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上。

○議長（三井経光君） 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。

続いて、福祉環境委員会委員長、佐藤壽二郎議員。

○福祉環境委員会委員長（佐藤壽二郎君） 十四番 佐藤壽二郎であります。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委

員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上。

○議長（三井経光君） 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第三号、平成二十八年長野広域連合長野地域ふるさと事業特別会計予算、質疑、討論の通告がございますので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく総務委員会所管の議案第六号、長野広域連合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく総務委員会所管の議案第七号、長野広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく総務委員会所管の議案第八号、長野広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第一号、平成二十八年度長野広域老人福祉施設等運営事業特別会計予算、質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

委員長報告に反対、十二番、阿部孝二議員。

○十二番（阿部孝二君） 十二番、阿部孝二です。

福祉環境委員長の報告、平成二十八年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

安倍晋三内閣の下で一億総活躍社会、出生率一・八、そして介護離職者ゼロ、こういううたい文句の中で二〇一六年度の計画がされています。しかし、昨年の四月から介護事業費の介護報酬が二・二七パーセント削減され、それによって利用者、そしてまた該当の保険者などに対する負担が多くなりました。広域連合の中で審議された中では、食事代、そして部屋代が一日食事で千三百八十円、部屋代で八百七十円、一年間で八十二万円も増え、大勢の皆さんがこの負担になり、総額として四千九百八十六万六千円増の負担になりました。こういう状況の中で、働いている皆さんの給料は全産業から比べても月額にして八万円から十万円が少ない状況の中で確保することがなかなか難しい、こういう状況もあります。二十七年度から比べても、民生費の介護士さんの賃金が一月二千円程度の引き上げだけになっている。労働環境の改善には至っていない、こういう状況であります。今度の予算案の中の合計としても、国からの削減減が四千九百五十万円行われ、そして食事代、部屋代の増によ

って賄われる。こういう状況の下では、安心して介護が受けられる状況を作ることができません。関係市町村の一般会計からの繰り入れなどを行いつつながら、安心して介護施設へ住み続けられる制度に変えていかなければいけない。このことを訴えて、議員各位の賛同を求めて討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三井経光君） 以上で討論を終結いたします。

採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第四号、長野広域連合、こみ処理施設事業特別会計予算、質疑の通告がありませんので、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

委員長報告に反対、十二番、阿部孝二議員。

○十二番（阿部孝二君） 十二番、阿部孝二です。

福祉環境委員会委員長報告に反対の討論を行います。

議案第四号の平成二十八年長野広域連合ごみ焼却施設事業特別会計
予算に反対の討論を行います。

A焼却炉については、総事業費二百七十五億円、そして溶融炉関係に
関わる費用が十八億円、そして電気売電については二十年間のコストの
中に含まれ、予定としては二十一年間で八十億円の電気売電も含まれる、
こういうコストが示されました。

当初から、私たちは灰溶融炉については十分な検証がされていない、
危険がある、こういうことの中で反対をしてみました。当広域連合でも
諏訪湖周クリーンセンターの視察を行いました。このセンターの建設に
ついては、今七割方建設が進められ、この建設の中では溶融炉について
は安全性を第一にしなから溶融炉にはしなかつた、こういう報告をさ
れています。私たちの広域連合の一人一人の皆さんが安心して溶融炉を
廃炉するごみ焼却施設にしていくことが求められていると思います。
以上で反対の討論とします。

○議長（三井経光君） 以上で討論を終結いたします。

採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく福祉環境委員会所管の議案第九号、長野広域連合が設置
する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に
関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、
直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号、平成二十八年長野広域連合
一般会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入
ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（三井経光君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく各常任委員会所管の議案第五号、長野広域連合広域計画

について、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。
採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(三井経光君) 賛成多数と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て
終了いたしました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可し
ます。

加藤広域連合長。

○広域連合長(加藤久雄君) 長野広域連合議会二月定例会の閉会に当た
り、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定いただき、
誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

今後も関係市町村と力を合わせて長野地域の住民福祉の向上に努めて
まいりますので、議員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。
寒さの厳しい日々が続いておりますが、議員の皆様には健康には十分
御留意をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の
御挨拶いたします。

どうもありがとうございました。

○議長(三井経光君) 以上をもちまして、平成二十八年二月長野広域連
合議会定例会を閉会いたします。

午後四時二十五分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

平成二十八年 月 日

議長 三井 経光

副議長 宮坂 重道

署名議員 柳澤 眞由美

署名議員 関 悦子